

平成 28 年度 労働日カレンダー

1日の所定労働時間	時間	分	会社名
-----------	----	---	-----

※ 休日に○をつけて()内にその月の所定労働日を記入してください。
 (受講者の休日(予定)では無く、会社としての年間の休日(予定)に○印をつけてください)

平成28年

4 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平成29年

1 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

年間日数 365日

◎ 法定労働時間の原則は、週40時間、1日8時間以内と定められており、所定の労働時間は、法定労働時間以内に設定する必要があります。(労基法第32条)

1日8時間、かつ、1週40時間以下

時間単価、割増等の算出方法については、裏面をご参照願います。

年間所定労働日数	日
----------	---

年間所定労働時間	時間
----------	----

平成 29 年度 労働日カレンダー

1日の所定労働時間	時間	分
-----------	----	---

会社名 _____

※ 休日に○をつけて()内にその月の所定労働日を記入してください。
 (受講者の休日(予定)では無く、会社としての年間の休日(予定)に○印をつけてください)

平成29年

4 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

平成30年

1 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

3 月 ()						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

年間日数 365日

◎ 法定労働時間の原則は、週40時間、1日8時間以内と定められており、所定の労働時間は、法定労働時間以内に設定する必要があります。(労基法第32条)

1日8時間、かつ、1週40時間以下

時間単価、割増等の算出方法については、裏面をご参照願います。

※変形労働時間制の場合は、「届出書」(写)とその添付書類を提出願います。

年間所定労働日数	日
----------	---

年間所定労働時間	時間
----------	----

割増賃金の計算方法の実務

～適切な割増賃金支払のための3STEP～

STEP1

時間外労働及び休日労働時間を適切に把握する

法定時間を超え、又は法定休日に労働させる場合には、労働者代表(労働者の過半数で組織する労働組合がある場合は労働組合)と書面により協定を締結し、所轄労働基準監督署に届けなければなりません。(労基法第36条)

時間外手当等の適切な支払いのために、労働時間の適切な管理、把握が不可欠です。「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」及び「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(厚生労働省ホームページ → 労働基準法関係)を参考に適切な労働時間管理を行ってください。

STEP2

割増賃金の計算の基礎となる時間単価(割増賃金単価)を計算する

* 月給制の場合 *

$$\text{割増賃金単価} = \text{月額賃金} \div \text{1年における1月平均所定労働時間数}$$

〈例〉月給 25.5 万円(基本給 24 万円、技能手当 1.5 万円)、年所定労働時間 2,040 時間の場合

$$\text{割増賃金単価} = 255,000 \text{ 円} \div 170 \text{ 時間 (2,040時間 / 12ヵ月)} = 1,500 \text{ 円}$$

* 時間給制の場合 *

$$\text{割増賃金単価} = \text{時間給}$$

〈例〉時給 850 円の場合

$$\text{割増賃金単価} = 850 \text{ 円}$$

* 日給制の場合 *

$$\text{割増賃金単価} = \text{日額賃金} \div \text{1週間における1日平均所定労働時間数}$$

〈例〉日給 8,000 円、週所定労働時間 40 時間、週所定労働日 5 日の場合

$$\text{割増賃金単価} = 8,000 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間 (40 時間 / 5日)} = 1,000 \text{ 円}$$

* 週給制の場合 *

$$\text{割増賃金単価} = \text{週給賃金} \div \text{4週間における1週平均所定労働時間数}$$

〈例〉週給 50,000 円、4週所定労働時間 160 時間の場合

$$\text{割増賃金単価} = 50,000 \text{ 円} \div 40 \text{ 時間 (160時間 / 4週)} = 1,250 \text{ 円}$$

※ これらの賃金には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金以外の各種手当は全て含まれます。なお、これらの手当については、名称ではなく、内容により判断されます。

STEP3

時間外労働手当、休日労働手当を計算する

時間外労働手当
休日労働手当

= 割増賃金単価 ×

1.25(時間外労働)
1.35(休日労働)

※
×

時間外労働の時間数
休日労働の時間数

※深夜労働(22:00~05:00)の場合は、1.25 となります。

・時間外労働が深夜に及んだ場合及び休日労働が深夜に及んだ場合は、割増率がそれぞれ1.5及び1.6となります。

詳細につきましては、最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。